

きらめき

— 個性 光らせて —

活用の手引き



目 次

○	中学生用教育資料『きらめき』の改訂にあたって						1
○	中学生用教育資料『きらめき』及び活用の手引きの編集について						2
○	中学生用教育資料『きらめき』の活用にあたって						4
○	人権教育の内容構成						5
○	中学生用教育資料『きらめき』の系統表						6
No.	資料名	分類	領域	学年	ページ		
①	わたしが生まれた理由	2-(1)-ア	生命の尊厳についての学習	道徳	全学年	7	
②	自分の感情とうまく付き合うために	3-(2)-ア	人間関係の活性化	特別活動	全学年	8	
③	先輩からのメッセージ	3-(2)-ア	人間関係の活性化	道徳	全学年	12	
④	どうして？	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	道徳	全学年	14	
⑤	本当に人気者？	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	道徳	1	15	
⑥	前へ	3-(1)-ア	「市民意識」の醸成	道徳	1・2	17	
⑦	わが家のある日	3-(2)-ア	人間関係の活性化	特別活動	2	19	
⑧	翔の怒り	3-(2)-ア	人間関係の活性化	総合	2	20	
⑨	会いたい	2-(2)-イ	人権の擁護とその活動についての学習	社会	2	23	
⑩	今の私にできること	3-(2)-イ	社会参加の促進	特別活動	2	25	
⑪	お弁当	3-(1)-イ	個性・能力の伸長	道徳	2	27	
⑫	還暦過ぎて学ぶ	1-(1)-ア	学びととの出会いの促進	特別活動	2・3	28	
⑬	調べてみれば	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	理科	2・3	30	
⑭	めぐり来る夏に	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	道徳	2・3	31	
⑮	私の懐に	2-(2)-イ	人権の擁護とその活動についての学習	総合	2・3	33	
⑯	祖父への卒業証書	3-(2)-イ	社会参加の促進	道徳	2・3	35	
⑰	みんなが笑顔	1-(2)-ア	自尊感情の形成	道徳	3	36	
⑱	釜石からの発信	2-(1)-ア	生命の尊厳についての学習	特別活動	3	37	
⑲	ケータイ・スマホ…あなたは大丈夫？	3-(2)-ア	人間関係の活性化	総合	3	39	
⑳	言えばよかった	3-(2)-イ	社会参加の促進	道徳	3	40	
㉑	自然と人間の暮らし	2-(1)-ア	生命の尊厳についての学習	理科	全学年	41	
㉒	あらゆる人種差別の撤廃に向けて	2-(2)-イ	人権の擁護とその活動についての学習	総合	全学年	43	
㉓	同和問題の歴史について調べ、考えよう	2-(1)-イ	人権の歴史と思想についての学習	総合	全学年	44	
㉔	人権に関する近年のあゆみ	2-(1)-イ	人権の歴史と思想についての学習	総合	全学年	54	
	資料編（各人権課題について）					56	
No.	資料名	分類	領域	学年	ページ		
1	天と地とが	2-(1)-ア	生命の尊厳についての学習	国語	1	58	
2	プロレスごっこ	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	道徳	1	59	
3	「どうしたらいいんですか」	3-(1)-ア	「市民意識」の醸成	特別活動	1・2	60	
4	折り鶴	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	道徳	1	61	
5	お手玉	3-(2)-イ	社会参加の促進	道徳	2	62	
6	わしの名前も	2-(1)-イ	人権の歴史と思想についての学習	道徳	2	63	
7	いつもの場所から	3-(2)-ア	人間関係の活性化	総合	2	64	
8	立ち上がった青年たち	2-(1)-イ	人権の歴史と思想についての学習	道徳	2	65	
9	私が私であるために	3-(2)-ア	人間関係の活性化	道徳	3	66	
10	父の汗	3-(1)-イ	個性・能力の伸長	道徳	2・3	67	
11	生き物引っ越し大作戦～ 「トライやる」の活動が河川工事を変えた～	3-(2)-イ	社会参加の促進	総合	2	68	
12	夢を持って	3-(1)-イ	個性・能力の伸長	道徳	全学年	69	
13	100万回生きたねこ	2-(1)-ア	生命の尊厳についての学習	道徳	全学年	70	
14	阪神大震災の被災地から発せられた ニーズから、人権について考える	3-(1)-ア	「市民意識」の醸成	特別活動	3	71	
15	祭ばやしが聞こえる	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	道徳	3	72	
16	光明をもとめて	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	総合	3	73	
17	どうして学校に行くの	1-(1)-ア	学びととの出会いの促進	特別活動	1	76	
18	私 発見	3-(1)-イ	個性・能力の伸長	特別活動	全学年	77	
19	一番欲しいものは何	3-(1)-イ	個性・能力の伸長	特別活動	全学年	79	
20	もしも、あなたの子どもが	3-(1)-ア	「市民意識」の醸成	特別活動	2・3	81	
21	知らず知らずに	2-(2)-ア	差別と人権問題についての学習	特別活動	2・3	83	
22	あなたなら、どうする	3-(2)-ア	人間関係の活性化	特別活動	全学年	84	
23	伝えよう！子どもの権利条約を	2-(2)-イ	人権の擁護とその活動についての学習	総合	2・3	86	
24	自分さがしの旅	1-(2)-ア	自尊感情の形成	特別活動	全学年	87	
25	住みよいまちづくり	3-(2)-イ	社会参加の促進	総合	全学年	88	
○	委員名簿					89	



中学生用教育資料『きらめき』の改訂にあたって

兵庫県教育委員会においては、平成10（1998）年3月に「人権教育基本方針」を策定し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。そして、この方針に基づき、平成15（2003）年3月に、中学生用教育資料『きらめき』を作成し、各学校において効果的に活用し、人権教育の充実を図ってきたところです。中学生用教育資料『きらめき』については、生徒の発達段階や特性を踏まえ、学んだことを実生活に生かせるよう身近な生活における人権についての課題を取りあげ、効果的な手法を備え、作成当時としては非常に斬新な人権教育資料であり、その理念は今でも十分使用に耐えうるものです。

しかし、作成から10年が経過し、価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化、情報化など、社会の情勢は大きく変化しました。これらは子どもたちを取り巻く状況も変化させ、重大な人権課題も生じています。いじめや児童虐待は、子どもたちの心身に大きな傷を残し、生命にかかわる事案も起きています。インターネットによる人権侵害等は、子どもたちの現在及び将来の生活を脅かす事態を引き起こしており、深刻な状況となっています。改めて生命尊重の大切さを痛感するとともに、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育む人権教育の重要性が今問われています。

こうしたなか、国においては、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表などがありました。また、県においては、「ひょうご教育創造プラン」が策定されました。

このような社会状況の変化や国・県の動向を踏まえ、中学生用教育資料『きらめき』を、より使いやすく、いっそう学習効果が期待できる内容にしていくため、改訂を行いました。生徒に、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養を基盤として、問題状況を変えようとする人権意識、意欲、態度、さらには自他の人権を守るような実践行動にまで高めていくための資料づくりを行いました。

学校における人権教育は、各学校の生徒や地域の実態を踏まえ、発達段階に応じて系統的に実践するとともに、学校の教育活動全体を通じて行うことが必要です。本資料が各学校における人権教育の充実に大いに活用されることを期待しています。

本書の編集にあたり、ご尽力いただきました人権教育資料検討委員会並びに人権教育資料作成委員会の委員の皆様方に対し、心からお礼申し上げます。

平成26年3月

兵庫県教育委員会



中学生用教育資料『きらめき』及び活用の手引きの編集について

I 改訂について

平成 15 年 3 月に作成した中学生用教育資料『きらめき』及び活用の手引きの見直しにあたっては、以下のように基本方針及び視点や内容を設定し、進めました。

1 改訂の基本方針

- (1) 「教育基本法」(平成 18 年 12 月改正)に掲げられた教育の理念を踏まえ、「中学校学習指導要領」(平成 20 年 3 月改訂)の趣旨に即した内容としています。
- (2) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成 20 年 3 月)の趣旨に即し、人権を取り巻く今日的な課題に対応できる内容としています。
- (3) 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成 13 年 3 月)を踏まえ、「人権教育基本方針」(平成 10 年 3 月)に基づき、「ひょうご教育創造プラン」(平成 21 年 6 月)に即した兵庫らしい特色ある内容としています。

2 改訂の視点

- (1) 資料全体について
 - ア 「教育基本法」、「中学校学習指導要領」、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等との整合性を保持しています。
 - イ 「人権教育基本方針」に基づき、「中学校学習指導要領」に示された各領域のねらいと内容に即して編集しています。
- (2) 個々の資料について
 - ア 社会状況や生徒を取り巻く環境の変化から生じている新たな人権課題の解決をめざす内容としています。
 - イ 教科学習の時間をはじめ、学校教育のあらゆる場面で活用できる内容にしています。

3 改訂の内容

- (1) 教育資料
 - ア 「人権教育基本方針」の推進項目になかった資料を新規に作成しています。
 - イ 兵庫の特色「ひと、もの、こと」を生かした資料を作成しています。
 - ウ 東日本大震災に対する県内の人々の支援活動を扱った資料を作成しています。
 - エ インターネット上のいじめなど、人権侵害の危険性を扱った資料を作成しています。
 - オ 平成 14 年度版教育資料は、今後も十分使用できる内容であるため、引き続き活用することは可能としています。
- (2) 活用の手引き
 - ア 新規に作成した教育資料に対応した指導例を作成しています。
 - イ これまでの指導例を全面的に見直しています。
 - ウ これまでの指導例も引き続き活用することは可能としています。

Ⅱ 編集について

1 編集方針

これまでの中学生用教育資料『きらめき』の編集方針を引き継ぎ、「人権教育基本方針」に基づき、各教科や道徳の時間、特別活動等における活用を視野に入れ、「中学校学習指導要領」に示された各領域のねらいと内容に即して編集しています。

2 内容

- (1) 生徒が人権を身近に考えられるよう、兵庫県にゆかりのある「ひと・もの・こと」を積極的に取り上げています。
 - ア 東日本大震災を題材にした資料を作成し、助け合い、支え合って生きていくことの必要とすばらしさを考えさせることをねらいとしています。
 - イ 地域の福祉活動への参加にかかる資料を作成し、人権尊重の精神に根ざした地域づくりに参加しようとする意欲を高めることをめざしています。
 - ウ 県内生徒の作文を素材にした資料を作成し、ともに暮らす人々の声や感性から学ぶ内容となっています。
- (2) 人権教育の基盤である生命尊重や、希薄になりつつある異年齢集団や高齢者とのかかわり等、豊かな人間関係づくりにつながる資料を作成しています。

3 構成

- (1) 教育資料（右綴じ）

24編を集録しています。
- (2) 活用の手引き（左綴じ）
 - ア 指導例

各教育資料には、指導者用として指導例を提示していますが、生徒や学級の実態やこれまでの学習の積み重ね等を踏まえて、指導者が創意工夫しながら指導計画を作成することが大切です。

さらに、参考資料も掲載していますので、生徒に提示、配付するなど、学習を深めるために活用ください。

また、指導にかかわる評価については、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通して育てたい資質や能力を明確に定めたいうで、適切に行うことが重要です。例えば、学習状況や成果などについて、肯定的な生徒観に基づき、生徒のよい点や学習に対する意欲や態度などを踏まえて適切に評価することが大切です。なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないため、系統的・継続的な指導に十分留意する必要があります。

評価の観点として、次のようなことが考えられます。

 - ・ 学習に主体的に取り組み、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身につけることができたか。
 - ・ 学習活動を通しての気づきを大切に、自分とのかかわりで人権課題を捉え、日常生活の変容につなげることができたか。
 - ・ 個別的な人権課題の理解とともに、普遍的な視点から人権の大切さを認識するなど、人権についての学びを深めることができたか。
 - イ 資料編（各人権課題について）

教育資料で取り上げなかった個別の人権課題についての資料を掲載しています。あらゆる教育活動において、取り上げてください。

4 活用

兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページからダウンロードして活用してください。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/index.html>

教育資料、挿絵、指導例、ワークシートのデータ

※ 本教育資料を、無断で転載・転用することを禁止します。

中学生用教育資料『きらめき』の活用にあたって

1 生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、「学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上でそれぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。」としています。その中で、中学校の発達段階に即した指導方法の工夫として、以下のように述べられています。

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まる。他者との関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよしとし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感性的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

今回の中学生用教育資料『きらめき』の改訂において、自尊感情を高め、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性といった人権感覚を育てることをねらいとした文章教材資料を新たに作成しています。また、ワークシート的な資料も作成し、体験的な学習を可能にしています。

さらに、インターネットによる人権侵害に関する資料も新たに取り入れ、自分を振り返り、問題点について改善を図っていくことができるような事例に基づいた学習の工夫をしています。

2 生徒の実態に即した指導方法の工夫

各教育資料の活用については、掲載している指導例を参考に、常に生徒や学級の実態等を踏まえ、十分に検討を重ねてよりよい指導案を作り出していくことが大切です。

教育資料によっては、指導例に例示しているものとは別の視点や異なる領域で扱うこともできます。文章教材的な教育資料であっても体験を取り入れるなど展開を工夫したり、生徒や学校、地域の実態や課題に即した資料を新たに開発するなど、指導者の創意工夫のある取組を期待します。

○ 指導例について

- | | |
|--------|--|
| <分類> | 「人権教育基本方針」の内容項目による分類を示しています。 |
| <領域> | 教科、道徳、特別活動（学級活動）の別を示しています。
道徳については、主として関連のある内容項目を示しています。 |
| <ねらい> | 各領域における目標や活動の内容に即して記しています。 |
| <趣旨> | 主題等と人権教育との関連、教育資料の概要やポイントなど、指導にあたっての基本的な考え方や留意点など、特に必要なものについて挙げています。 |
| <配慮事項> | 指導にあたって、指導者（教師）が知っておくべきことや気をつけなければならないこと等、特に配慮すべきことを記しています。 |
| <参考> | 学習を深め、広げるために参考となる資料や教育資料の解説・補充等を記しています。 |



人権教育の内容構成

〈 内 容 〉	〈 重 点 目 標 〉	〈 推 進 項 目 〉
<p>1 人権としての教育</p> <p>すべての人に対して、とりわけ差別や偏見などによって十分に学ぶことができない人に対して学習機会の提供に努め、自己実現を支援する。</p>	<p>(1)自ら学ぶ力の育成</p> <p>学ぶことから疎外された人が、学ぶに出会い、その素晴らしさを知ることによって、自ら学ぶ力を身につけることを支援する。</p> <p>(2)自己についての肯定的な認識の形成</p> <p>自尊感情の形成を促すとともに、自分と社会についての確かな認識を培い、アイデンティティーを確立することを支援する。</p>	<p>ア学びとの出会いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識字、基礎学力、民族文化等に関する学習機会の充実 <p>イ基礎・基本の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語能力・表現力の育成 ・情報活用能力等の育成 <p>ア自尊感情の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の生活背景の肯定 ・個に応じた指導方法と評価 <p>イ自分と社会についての認識の啓培</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生い立ち・将来の可能性 ・伝統・文化・歴史等の探求
<p>2 人権についての教育</p> <p>生命の尊厳や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る。</p>	<p>(1)人権意識の高揚</p> <p>生命の尊厳を基礎として、憲法、人権の歴史、平和と人権にかかわる問題、国際的な人権思潮などについての認識を培い、人権意識を育てる。</p> <p>(2)差別解消への態度の形成</p> <p>差別や偏見の不当性とその解消をめざす人々の生き方の学習などを通して、人権問題に積極的に取り組もうとする意欲や態度を培う。</p>	<p>ア生命の尊厳についての学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と人間、生命と人権 ・感動体験、身近な生命 <p>イ人権の歴史と思想についての学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権をめぐる歴史 ・憲法と人権関係国際文書 <p>ア差別と人権問題についての学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別、障害者差別 ・いじめ、プライバシー等 <p>イ人権の擁護とその活動についての学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法と人権擁護制度 ・国連や人権 NGO・NPO の活動
<p>3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育</p> <p>人権尊重の理念に基づいて、人と人とが豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図る。</p>	<p>(1)自立向上の精神の育成</p> <p>自立心を育てるとともに、個性や能力を伸ばすことの素晴らしさに気づかせ、仲間のなかで自分を高めていこうとする態度を育てる。</p> <p>(2)思いやりの心の育成</p> <p>さまざまな個性をもつ人々との出会いと交流を通して、自他の違いを認め合う態度や豊かな人間関係を築くための資質、技能を身につけさせる。</p>	<p>ア「市民意識」の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己決定、自立心、責任 ・問題発見・解決能力の育成 <p>イ個性・能力の伸長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択肢の多い教育活動の展開 ・自己実現への展望、自己評価 <p>ア人間関係の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重とルールやマナーとの関係の理解 ・異質な存在との交流とコミュニケーション力 <p>イ社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・コミュニティ活動への参加 ・地域への教室進出、開かれた学校
<p>4 学習者の人権を大切にしたい教育</p> <p>教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨もふまえ、その充実に努める。</p>	<p>(1)一人一人を大切にしたい教育指導</p> <p>学習者の興味や関心などに応じて、自主的、主体的な学習を促す教育指導に努める。</p> <p>(2)学習環境と条件の充実</p> <p>学習者の個性と能力を伸ばさせるため、学習環境と条件の充実に努める。</p>	<p>ア学習者の権利と責任の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・興味・関心に応じた学習活動 ・学習集団の育成と規範意識 <p>イ個を生かす集団の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互受容的な人間関係の醸成 ・自発的・自治的活動の活性化 <p>ア指導者の人権意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちをより深く理解する視点 ・隠れたカリキュラムの見直し <p>イ教育条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力的な教育課程の編成 ・学習環境・設備の充実

※「人権教育基本方針」(兵庫県教育委員会 平成 10 年 3 月策定)で示された 4 つの内容について整理した資料です。

中学生用教育資料『きらめき』系統表

内容	重点目標	推進項目	平成 14 年度版	平成 25 年度版
1 人権としての教育	(1)自ら学ぶ力の育成	ア 学びとの出会いの促進	特 どうして学校に行くの (1年)	特 還暦過ぎて学ぶ (2・3年)
		イ 基礎・基本の定着		
	(2)自己についての肯定的な認識の形成	ア 自尊感情の形成	特 自分さがしの旅 (全学年)	道 みんなが笑顔 (3年)
		イ 自分と社会についての認識の啓培		
2 人権についての教育	(1)人権意識の高揚	ア 生命の尊厳についての学習	国 天と地とが (1年) 道 100万回生きたねこ (全学年)	特 釜石からの発信 (3年) 道 わたしが生まれた理由 (全学年) 理 自然と人間の暮らし (全学年)
		イ 人権の歴史と思想についての学習	道 わしの名前も (2年) 道 立ち上がった青年たち (2年) 総 人権に関する近年のあゆみ (全学年)	総 同和問題の歴史について調べ、考えよう (全学年) 総 人権に関する近年のあゆみ (全学年)
	(2)差別解消への態度の形成	ア 差別と人権問題についての学習	道 プロレスごっこ (1年) 道 折り鶴 (1年) 特 知らず知らずに (2・3年) 道 祭ばやしが聞こえる (3年) 総 光明をもとめて (3年)	道 本当に人気者? (1年) 理 調べてみれば (2・3年) 道 めぐり来る夏に (2・3年) 道 どうして? (全学年)
		イ 人権の擁護とその活動についての学習	総 伝えよう!子どもの権利条約を (2・3年)	社 社会いたい (2年) 総 私の懐に (2・3年) 総 あらゆる人種差別の撤廃に向けて (全学年)
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	(1)自立向上の精神の育成	ア 「市民意識」の醸成	特 「どうしたらいいんですか」(1・2年) 特 もしも、あなたの子供が (2・3年) 特 阪神淡路大震災の被災地から発せられたニーズから、人権について考える (3年)	道 前へ (1・2年)
		イ 個性・能力の伸長	道 父の汗 (2・3年) 道 夢を持って (全学年) 特 私 発見 (全学年) 特 一番欲しいものは何 (全学年)	道 お弁当 (2年)
	(2)思いやりの心の育成	ア 人間関係の活性化	総 いつもの場所から (2年) 道 私が私であるために (3年) 特 あなたなら、どうする (全学年)	特 わが家のある日 (2年) 総 翔の怒り (2年) 総 ケータイ・スマホ…あなたは大丈夫? (3年) 特 自分の感情とうまく付き合うために (全学年) 道 先輩からのメッセージ (全学年)
		イ 社会参加の促進	道 お手玉 (2年) 総 生き物引越し大作戦～「トライやる」の活動が河川工事を変えた～ (2年) 総 住みよいまちづくり (全学年)	特 今の私にできること (2年) 道 祖父への卒業証書 (2・3年) 道 言えばよかった (3年)

※国=国語 社=社会 理=理科 道=道徳 総=総合的な学習の時間 学=特別活動(学級活動)